

消 防 予 第 355 号

平成 29 年 11 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考として
ください。

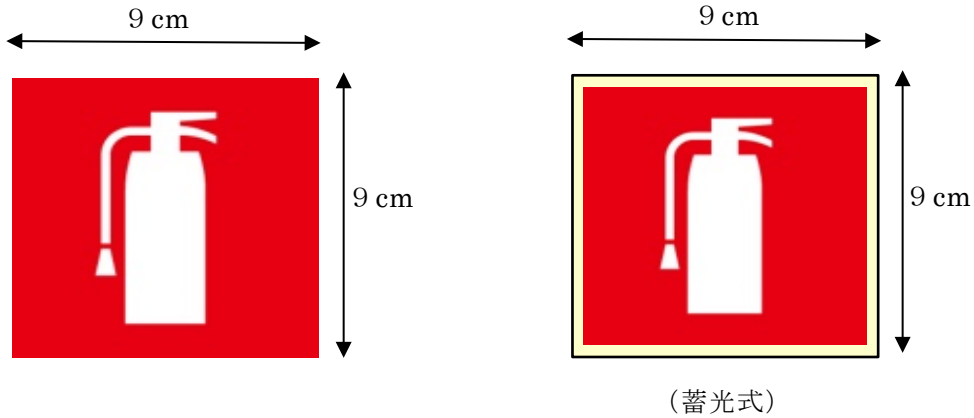
各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係
担当：四維、坂井、大矢
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

問3 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合にあっては、令第32条の規定を適用し、日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。）Z 8210に定める消火器のピクトグラム（下図参照）を設けることにより、規則第9条第4号に規定する標識を設けないこととして良いか。なお、当該ピクトグラムの大きさは、9cm角以上とする。

(例)



(答)

差し支えない。

なお、近年、外国人来訪者が増加傾向にあることから、令別表第1(1)項イ、(5)項イ及び(10)項に掲げる用途に供される防火対象物等、多数の外国人来訪者の利用が想定される施設に対し、当該ピクトグラムを設置するよう指導することが望ましい。